

令和4年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業 委託業務に係る仕様書

1 趣旨

えひめ愛フード推進機構はJ A全農えひめと連携し、愛媛県産農畜産物及び加工品の認知度向上と消費拡大を図るため、PR効果の高い広報媒体を用いて、本県の豊かな食材・食文化、農業者等の「えひめの食」の普及促進活動を実施する。

2 概要

(1) 実施内容

県内における地産地消意識の向上を図り、県産食材の消費拡大に寄与するテレビ番組制作に関する企画、制作、放映を一括して行う。

(ア) 想定する主なPR対象者について

30代～50代の女性（主婦）

(イ) 放送について

a 内容

- ・旬の愛媛県産農畜産物（米、野菜、果樹、畜産物等）や加工品、また、農業者の思いや産地の背景などの情報をわかりやすく消費者に伝えることで愛媛県産品のファンをつくり、消費拡大を図る内容とする。
- ・番組内で取り上げた食材やその時期に旬の食材を使った料理コーナーを設ける
- ・夏野菜、秋の味覚、冬の味覚は必ずテーマとして扱うこと。

b 放送分量

- ・年間計90分以上とする。また放送は1回あたり30分以上が望ましい。
- ・想定する放映回数は夏野菜1回、秋の味覚1回、冬の味覚1回の計3回以上とすること。
- ・1回の放送あたり2品目以上とりあげること。

c 番組構成・企画立案

- ・単純な農産物や農家の紹介ではなく、視聴者に有益なコンテンツを企画すること。
例：よい食材の見分け方、どこで購入できるか、食材の保存方法等
- ・委託者及びJ A全農えひめと協議のうえコーナー構成・企画・取扱品目を決定し、原則として現地取材を実施すること。
- ・各種イベント情報などのPR枠とプレゼント枠（買取、応募受付、抽選、発送業務を含む）を設けること。

d その他

- ・料理レシピについては視聴者のニーズを盛り込んだものとする。
- ・番組内で使用する農産物等の購入、出演者との調整は受託者が行うこと。
- ・多くの人が視聴する時間帯に放送すること。

(ウ) その他の広報媒体

放映内容については、SNSやアプリ等でも紹介するなど、複数の広報媒体を効果的に活用し、相乗効果を図ること。

(2) 実施時期

契約締結の日～令和5年3月31日までの間

3 事業実施主体（委託者）

えひめ愛フード推進機構

4 その他の留意事項

- ・本業務により制作、放送したTV番組の著作権は受託事業者に帰属する。ただし、えひめ愛フード推進機構及びJA全農えひめによるコンテンツ（可能な部分のみ）の利用について、ホームページでの掲載や、地産地消意識の促進や食育の推進を目的とするイベント等での利用など、営利を目的としない場での二次的利用は、これを可とする。なお、二次利用可能期間は、契約期間及び契約終了後1年間とする。